

「自律」は、自律することができるのか？

水野雄司

第一章 問題の所在

平成二七（二〇一五）年二月二七日、学校教育法施行規則が改正され、「特別の教科 道徳」の学習指導要領が告示された。戦後はじめて教科となったことで、それまでの「道徳」から、いくつかの大きな変更点が見られたが、そのひとつに「自主、自律、自由と責任」（小学校は「善悪の判断、自律、自由と責任」）が、全二二個ある内容項目の一番目に位置づけられたことがある。それは次のような文言である。

自主、自律、自由と責任⁽¹⁾

（中学校） 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

※（小学校） 「善悪の判断、自律、自由と責任」

〔第1学年及び第2学年〕 よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

この項目について文部科学省の解説(中学校)では、「自律は、自分の内部に自ら規律を作ること」であり、「自主は、外部に対し自分の力で決定すること」とし、「自ら考え、判断し、実行」することこそが、「道徳の基本」であるとされている。他の道徳的価値の土台とも言えるものであり、そのために冒頭に置かれたということである。

一方で、明治時代の書籍を紐解くと、次のような一文を見つけることができる。

自律は道徳的価値をあらはすとはいひ難し。⁽²⁾

これは、教育学者である吉田熊次よしだくまじ(一八七四〜一九六四)が、明治三六(一九〇三)年に発表した「自律的行為と道徳的価値」という論考で示されたものである。東京帝国大学教授を勤めた吉田による、自律は道徳的価値とは言えないという主張には、どのような意図があるのだろうか。

本稿は、この真意を知るために、「自律」をめぐる歴史的議論を中心に考察していく。吉田に否定された、この言葉に込められている「道徳的価値」を再考することが目的である。